

○「ぐんぎん積立投信」取扱規定 新旧対比表

変更前	変更後
<p>第16条(その他)</p> <p>(2) 申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いをしたうえは、申込書につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第16条(その他)</p> <p>(2) 当行所定の手続きにより取扱いをしたうえは、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>